

板倉町議会基本条例 条文解説入り

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の活動原則（第2条）

第3章 議員の活動原則（第3条）

第4章 町民と議会の関係（第4条）

第5章 議会と町長等との関係（第5条―第8条）

第6章 議会の機能強化（第9条―第12条）

第7章 議会事務局の体制整備（第13条・第14条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第15条―第17条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第18条・第19条）

附則

（前文）

板倉町議会は、板倉町長とともに、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして、板倉町民の意思を代弁する責務を負っている。二代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての役割と責任を果たすことが使命である。

議会は、町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大するなかで、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則をこの条例に定め、最良の意志決定を行うことにより、町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めるものである。

あわせて、板倉町議会は、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な町民参加の推進、議員間の自由討議の展開、町長等執行機関（以下「町長等」という。）との緊張感の維持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等を定めることにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、板倉町のまちづくりを推進するものである。

【解説】

地方公共団体は、共に選挙で選ばれる議員と町長の二代表制において行政が運営されている。この2つの代表機関が互いに町民の負託を受け、実施する行政運営が町民にとって最良のものとなるよう切磋琢磨しなけれ

ばならない。

また、地方分権時代に入り、自治体の自主性が重要となり、議会が監視機能の実効性を高める必要がある。そのための議員の活動原則や議員の資質の向上、アンケート調査結果にあるとおり、町民への議会活動の公開とともに信頼される議会、町民との協働による議会を目指し、町民福祉の向上に寄与する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、町民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、町民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現を目的に、議会及び議員の活動の情報公開と、町民との協働を原則とした議会運営の基本事項を定めています。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民を代表する意思決定機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、町長等の町政運営状況を監視及び評価するものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるために、町民からの意見聴取の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、町民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は町民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、町民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、町民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営に関わる条例、規則及び申合せ事項を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるために、不断の改革に努めるものとする。

- 5 議会は、町民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は町民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う町政運営をチェックすることを定めています。
- 2 議会は町民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。
- 3 議会の情報公開と説明責任を定めています。
- 4 町民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。
- 5 町民の議会への関心が高まるような議会運営に努めることを定めています。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

- 2 議員は、町政全般についての課題及び町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、議会の構成員として、町民生活の向上のために活動するものとする。

【解説】

- 1 多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間討議における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員が、町政全般の課題と町民の意見等を把握し、自らの資質の向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として町民全体のために活動することを定めています。

第4章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第4条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の会議を原則公開とするとともに、町民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

2 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、町民の意見を的確に把握するため、必要に応じて町民及び各種団体との懇談会等を開催して、町民の意見を反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、請願者の説明、意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、本会議及び委員会での審議経過等及び町政の全般に関する課題について、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

【解説】

1 本会議、委員会の原則公開、議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。

2 法律の制度を活用し、町民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。

3 町民との意見交換の場を設けることを定めています。

4 請願・陳情を町民の政策提言と位置づけ、請願者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。

5 議案等の審議経過等についての町民への報告と、町民との意見交換を行う議会報告会等の開催を定めています。

第5章 議会と町長等との関係

(議会及び議員と町長等との関係)

第5条 議会審議において、議員と町長等は緊張感の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と町長等の一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

3 町長等は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て質問の趣旨確認を求めることができる。

【解説】

- 1 議会審議における議員と町長等執行機関との緊張感の維持について定めています。
- 2 論点、争点を明確にするため、一般質問の質問方法を定めています。
- 3 議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、議長の許可により町長等は質問の趣旨確認ができることを定めています。

(町長等による政策等の形成課程の説明)

第6条 町長等は、議会へ提案する重要な政策については、その政策等の水準を高くするため、次に掲げる事項をわかりやすく説明するものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 板倉町中期事業推進計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。そのために必要な審議日数を確保するものとする。

【解説】

- 1 政策水準を高める議論を行うため、町長等は7項目の情報について、わかりやすく説明することを定めています。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明)

第7条 町長等は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明をするものとする。

【解説】

町長が、予算及び決算を議会に提出するに当たり、前条同様に町民の代表である議員が審議を深めやすいよう、わかりやすい資料の作成と説明

をすることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第8条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、町政全般にわたり特に重要な計画等について、議会と町長等がともに責任を担い、透明性の高い町政運営に資するものとする。

- (1) 板倉町地域防災計画
- (2) 板倉町中期事業推進計画
- (3) 板倉町子ども・子育て支援事業計画
- (4) 板倉町高齢者福祉計画
- (5) 板倉町観光振興計画
- (6) 板倉町都市計画マスタープラン
- (7) 板倉町風景計画

【解説】

町政全般にわたる重要な計画等について、議会及び町長等が町民に対する責任をともに担うことにより、計画的で町民の視点に立った透明性の高い行政を推進することを定めています。

第6章 議会の機能強化

(議員間討議及び意見集約)

第9条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考え方を丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

議員は、討論の場であることの確認、自らの意見を述べ合い議員間の討議を中心に運営に努めることと、その意見の合意形成に努めることを定めています。

(政策提言・政策立案)

第10条 議会は、議員間討議を尽くし、意見が集約なされた内容について、政策立案を行うとともに、町長等に対して政策提言を行うものとする。

【解説】

議会は、町政全般の政策についての討議、議論を尽くし、意見の集約がなされた場合、町長等に対して政策提言を行うことを定めています。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施するものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民等との研修会を開催するものとする。

【解説】

1 議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めることを定めています。

2 研修の充実強化に当たり、専門家、町民との研修について定めています。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

1 議会は、町長等及び議会からの提案についての各議員の対応を議会独自の視点から町民に周知することを定めています。

2 情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上を補助する組織として、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議会の監視及び調査機能と政策提言及び政策立案能力向上のための補助として、議会事務局の充実強化に努めることを定めています。

(議会図書室の設置)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

【解説】

議会図書室の充実を図り、広く活用を目指すことを定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、選挙で選ばれた町民の代表として、その倫理性を常に自覚するとともに、品位の保持に努めなければならない。

【解説】

議員は、選挙で選ばれた町民の代表として、模範ともなるべき倫理性を自覚し、品位の保持に努めることを定めています。

(議員定数)

第16条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他町との比較だけでなく、町政の現状と課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

【解説】

1 議員定数は、別の「議員定数条例」で定めることとしています。

2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討することを定めています。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、議員が提案する場合には、行財政改革の視点及び他町との比較だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測展望を十分に考慮するものとする。

【解説】

- 1 議員報酬は、別の「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めることとしています。
- 2 議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討することを定めています。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則及び規程等も、この条例の理念を尊重するものとする。

- 2 議会は、議員にこの条例の本旨と理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

- 1 議会基本条例は、板倉町議会における最高規範であることを定めています。
- 2 一般選挙後、議員の共通認識を醸成するため、この条例の研修について定めています。

(見直し手続)

第19条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

条例の検証と対応を定めています。

附 則

この条例は、平成２６年１月１日から施行する。